

綾川町告示第 82 号

景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 98 条第 1 項の規定により、平成 27 年 8 月 1 日付けで景観行政団体となるので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 27 年 6 月 30 日

綾川町長 藤 井

